

議 事 日 程 （ 第 3 日 ）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第32号 北方町ふるさと寄付金条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第33号 北方町生活環境の保全に関する条例制定について（町長提出）
- 第4 議案第34号 工事請負契約の締結について（北方町コミュニティーセンター新築工事）
（町長提出）
- 第5 議案第35号 平成29年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて
（町長提出）
- 第6 議案第36号 平成29年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるにつ
て
（町長提出）
- 第7 議案第37号 平成29年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるにつ
いて
（町長提出）
- 第8 協議第3号 岐阜市及び北方町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関
する協議について
（町長提出）
- 第9 協議第4号 本巣消防事務組合規約の変更について
（町長提出）
- 第10 認定第1号 平成28年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について
（町長提出）
- 第11 認定第2号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（町長提出）
- 第12 認定第3号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（町長提出）
- 第13 認定第4号 平成28年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（町長提出）
- 第14 認定第6号 平成28年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（町長提出）
- 第15 認定第5号 平成28年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
（町長提出）
- 第16 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について（総務教育常任委員長報告）
- 第17 発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率
等のかさ上げ措置の継続を求める意見書について（議員提出）
- 第18 発議第2号 北朝鮮の弾道ミサイル発射と核実験に抗議する意見書について（議員提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

（追加日程）

- 第1 議長の辞職の件
 第2 議長の選挙
 第3 副議長の辞職の件
 第4 副議長の選挙
 第5 常任委員の選任
 第6 議会運営委員の選任
 第7 もとす広域連合議会議員の選挙
 第8 同意第4号 監査委員の選任について (町長提出)
 第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について (議会運営委員長提出)

出席議員 (9名)

1番	村 木 俊 文	2番	松 野 由 文
3番	三 浦 元 嗣	4番	杉 本 真由美
5番	安 藤 哲 雄	6番	安 藤 巖
7番	鈴 木 浩 之	8番	安 藤 浩 孝
10番	井 野 勝 巳		

欠席議員 (なし)

欠 員 (9番)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	副 町 長	中 村 正
教 育 長	名 取 康 夫	総 務 課 長	奥 村 英 人
防災安全課長	臼 井 誠	税 務 課 長	木野村 英 俊
教 育 次 長	有 里 弘 幸	教 育 課 長	河 合 美佐子
住民保険課長	安 藤 ひとみ	福祉健康課長	林 賢 二
健康づくり担当課長	大 塚 誠 代	都 市 環 境 課 技 術 調 整 監 兼 上 下 水 道 課 長	牛 丸 健
都市環境課長	山 田 潤	会 計 室 長	堀 口 幸 裕
代表監査委員	横 山 治		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	福 田 宇多子	議 会 書 記	矢 川 彰 紀
議 会 書 記	後 藤 祐 斗		

○議長（井野勝巳君） おはようございます。連日大変御苦労さまでございます。ちょっと時間前でございますけれども、全員おそろいですので始めたいと思います。

昨日ですけれども、安倍総理が記者会見で28日に衆議院解散、総選挙を正式に表明をされました。さきの消費増税は全額社会保障に充てるとしていた増収分の使い道を変えるために、国民に真意を問う選挙だという説明をしておられました。一方、東京の小池チームも、みずから代表として希望の党を立ち上げました。選挙戦真ただ中に入りますようであります。10月は選挙ムード一色になりそうであります。

それでは、ただいまから平成29年第6回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 安藤巖君及び7番 鈴木浩之君を指名いたします。

日程第2 議案第32号

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第32号 北方町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第33号

○議長（井野勝巳君） 日程第3、議案第33号 北方町生活環境の保全に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） この北方町の生活環境の保全に関する条例に関して、1点お尋ねをいたし

たいと思います。

先日、この条例に関してごみなのか、資産なのかを争うことにならないかとお尋ねいたしました。確かに、条例ではごみか資産かといった物に対する見解を争うのではなく、不良な状態、すなわち害虫、ネズミもしくは悪臭が発生するという状態を判断するとし、客観性を付与しようとするものとなっていますが、御近所の方々の迷惑を考えると、こうした方法もやむを得ないと考えます。

このことに関して、このことを土地所有者に御理解いただくように説得するのか、あるいは不良な状態と判断する何らかの基準を設けるのかどのようにお考えか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） この条例の制定の目的自体は、町民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保するということがまず目的でございます。

まず第1に、所有者等の御理解をいただくための指導等を徹底してまいりたいと、そこを中心に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（井野勝巳君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 再度の質問で失礼ですが、基準は設けられるという予定はないということでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） あらかじめ決めておくということは想定しておりません。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

〔挙手する者なし〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（井野勝巳君） 討論を省略します。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号

○議長（井野勝巳君） 日程第4、議案第34号 工事請負契約の締結について（北方町コミュニティセンター新築工事）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっております。質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議案第35号 平成29年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、議案第36号 平成29年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第37号 平成29年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8 協議第3号

○議長（井野勝巳君） 日程第8、協議第3号 岐阜市及び北方町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

安藤君。

○8番（安藤浩孝君） それでは、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する質問をしたいと思っております。

この協約の目的としては、景気全体の経済を牽引するとともに、都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で、魅力的な圏域を形成することを目的とするということになっておりまして、とりあえず、予想される市町、岐阜市を含めて7市町ということでありまして、山県、瑞穂、本巣、岐南、笠松、北方、岐阜市を合わせて59万7,000人の人口を擁しておりまして、一般会計、普通会計が2,192億ということでありまして、大変大きな人口であり、または財政規模も大変大きな財政規模の圏域となるわけですが、この中核都市、岐阜市への通勤・通学者というのは6市町で2万5,567人おられるということで、北方町も3,195人が通勤・通学で岐阜市へ通っておられるということでありまして、全体から見ますと、34.7%ということで、ほかの山県、瑞穂、岐南、笠松と比べますと、突出的に岐阜市とのかかわり合いが大変深い町ということになっておりますので、ぜひ、連携の協約の締結を結んでいただきたいというふうに思っております。

そこで、1点だけちょっとお聞きをしておきたいと思うんですが、本町には第2次、第3次の救急医療隊の機関だとか、それから夜間の急患センター、市民病院にはあるわけですが、そういった分野、それから教育、環境、それからバスを含む公共交通、いろんな岐阜市と広域的にやらねばならないというような事案も結構あるわけですが、分野、今回これを見てみますと、いろんな分野に出ておるわけですが、とりあえず、ざっくりかもわかりませんが、具体的なことはまだこれからだと思いますが、こういった方面でこういった連携をされていくのか、その辺1点お聞きをしておきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 議員、御指摘のとおり、具体的な詳細内容については、今後、各事務

局のほうで詰めをさせていただいて、具体的なものが今後積み上がってこようかと思います。

大きな枠といたしまして、どのようなことも対応できるような枠で今回は中枢連携という形を組ませていただいております。

また、議員がおっしゃられたように、町といたしましても、公共交通、今の夜間の病院等、こういうものについては、北方町にはなくてはならないものでございますので、その辺も含めて、今後担当部局のほうで協議を進めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を省略します。

これから協議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、協議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 協議第4号

○議長（井野勝巳君） 日程第9、協議第4号 本巣消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、協議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10 認定第1号から日程第14 認定第6号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第10、認定第1号 平成28年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、認定第6号 平成28年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

代表監査委員から、決算審査の意見を求めます。

横山監査委員。

○代表監査委員（横山 治君） 平成28年度北方町一般会計と各特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

地方自治法の規定によりまして審査しました決算書類、基金の運用書類につきまして、7月24日から8月3日まで、杉本真由美議員と各会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、一般会計と各特別会計歳入歳出決算書及び実質収支に関する計算書並びに財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で適正であると認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、正確で適正であると認めました。

以上、報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わっておりますので、認定第1号 平成28年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 主要施策報告書、これでよろしいですね。これでいいんですね。

○代表監査委員（横山 治君） はい。

○8番（安藤浩孝君） それならちょっと11ページの2の文書広報費、これのア、イ、ウ、エ、オのオですね、キッズページに作成を要した経費ということで99万9,000円、約100万円ほど使われておるわけですが、このキッズページの狙い、それから主たる目的、それからこのページを開く子供たちの年齢層というのは大体どのぐらいを想定してつくられたのかどうか、これをちょっとお聞きをいたします。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） このキッズページの作成につきましては、先般の議会、前年度の議会、こちらのほうで、杉本議員より御指摘をいただきまして、こういうキッズページがあると子供さんたちが見ていただけるというようなお話をいただきまして、私どもも各市町のキッズページを参考にしながら、このキッズページを作成したわけですが、年齢層といたしましては、今の小学生から中学生のお子さんまでの子供さんに見ていただきたいということで発信をしているわけでございます。

内容につきましては、わかりやすいような内容ということで極力事務局のほうで制作をさせていただいて、キッズページを作成したというものになっておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 私もホームページ、キッズページをよくよく見まして、本当に楽しいようなクイズもなかなか考えてあるクイズですし、北方町の人物も大変おもしろいものがあって、興味深いということで大変いいものかなという気はしています。

その中で、例えば文化財等々にクリックしますと、文化財保護協会で作成しましたものがそのまま転載されておるんですね。転載されておるのは結構なんですが、今、お聞きをいたしましたら、小学生から中学生、6歳、7歳から十四、五歳までの方が見られるということなんですが、ほとんど小学生はルビも打っていない、そのまま転載ですから、かなり専門的な言葉が入ってい

ますので、あれでは興味は全く湧かないと思うんですね。予算のことが99万9,000円ということで、なかなか難しかったかもわかりませんが、もうちょっと手づくり感があって、現場の先生なり、文化財の人にも御相談して、もうちょっと子供が読めるようなものにしないと、多分、もうクリックしないと思うんで、その辺また来年度、また変えられるときに、一旦そういった方をちょっと入れていただいてつくっていただけないかなということで、内容的には、全体には本当にすばらしいもんですよ、よそと比べても本当に遜色ないいいものやと思います。マイタウン北方、副読本になっていますが、それに見合うようなものになればなという気がいたしますので、その辺をちょっとお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 議員御指摘のとおり、やはりクリックして文化財のほうに行くだけでは、お子さんが見られたときに読めないというような問題も発生しますので、今後このキッズページの変更等をするときには、また議員のほうにもお知恵をおかりして、ホームページのほうの変更をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を省略します。

これから、認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第2号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 国保会計の決算に関して少しお尋ねいたしたいと思います。

こちらの冊子、歳入歳出決算関係の主要施策報告書に基づく質問です。

最初のページで指摘されておられます歳入の概要、国民健康保険税決算額4億9,127万2,142円に対して、収入未済額は2億157万3,000円、こういうふうに記載されております。ただし、この金額は法定事項の5年分の額だと思います。28年度の単年度では、どれほどの金額が滞納となっているのか、それは何%ほどに相当するのかをお伺いいたしたいと思います。

もう一点お伺いいたしたいことは、こうした未収となる滞納者の人数の推移であります。この間、滞納者がふえてきているのか、あるいは減っているのか、変わらないのか、その辺のところ少しわかりにくいので、もし具体的な数字がありましたら具体的な数字、なければ全体的な傾向としてどのように考えておられるかというお返事で結構ですので、その点をお答えいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤住民保険課長。

○住民保険課長（安藤ひとみ君） 未済額の28年度分ですが、4,798万3,000円となっておりますので、約4分の1が現年度分です。

あと、人数の推移ですが、平成24年度、5年前は932人でありまして、28年度は731人と少しずつではありますが減ってきております。

○議長（井野勝巳君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 確認のため。

全体の決算額に対する未収分のパーセントは、約9%程度というふうに解釈してよろしいでしょうか。この数字で。

○議長（井野勝巳君） 安藤住民保険課長。

○住民保険課長（安藤ひとみ君） 現年度分の収納率は90.42%でありまして、過年度分は19.9%となっております。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

〔挙手する者なし〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

村木君、討論ですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、はい、村木君。

○1番（村木俊文君） 今の三浦議員の質問に多少似ておりますが、私はちょっと違う趣旨で確認させていただきたいと思います。

非常にこの収納率が落ちておるということは、歴然とこの意見書にも掲載してございます。特に7ページを見ていただくとわかりますが、町税に関しては、前年とほぼ固定、町民税全て合わせた税目で98.4と前年と同率という形になっておりますが、一方、極めて目立つのが健康保険の収納率です。

私、何を確認させていただきたいかといいますと、たしかこれ以前収納課がございましたよね。収納課が存続したときでございますが、多分これ10ページを見ていただきますと、大体92%台の国保収納率を維持しておったわけです。廃止に伴って歴然と収納率が低下しております。このような状況を鑑み、ちょっとこれは私、総務課長に確認させていただきたいんですが、収納対策、ある意味、収納課みたいな組織を再度構築されるお考えはないか、その点について1点だけお尋ねいたします。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 収納率につきましてですけど、まず国保のほうは収納課があるときに、国保の現年分の収納につきましては、国保本体でやって、過年度分についてですと、あとは町税と全国健康保険を同時に滞納している方については、収納課で対応と、今現在も収納課はなくなりましたが、収納係がありまして、同じような体制で過年度分とか町税と一緒に滞納のある

方については、収納課のほうで当然国保をやっておりますので、体制的には収納課をなくしたからといって悪くなったという考え方は持っておりませんので、できるだけ今回収納課をなくしたということにつきましては、人的にやはり人数の少ない中で繁忙期とか、税務課ですと忙しい時期と忙しくない時期というのが出てきますので、それを税務の職員全員で収納に当たれる体制ということで今回そういう形にさせていただきましたので、少しの間、ちょっと見守りをさせていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 村木君。

○1番（村木俊文君） 今の御答弁で、現年度分は担当課が対応というような今、答弁が一部あったんですが、基本的に、失礼な言い方ですが、未納者というのは現年に限らず過年度も当然関係します。そのあたりの使い分けで、現年だけ担当課、以外は収納対策だというような考えはちょっと私は違うと思います。

いずれにいたしましても、今後多分検討される材料になるかと思います。いま一度、そのあたり十分考えまして、全ての税目なり保険料、使用料、この未納対策に私から入れていただきたいなどお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 総務課長、答弁しますか。しませんか。

○総務課長（奥村英人君） はい。

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

討論ございますか。

質疑、はい、安藤君。質疑のほうで。

○8番（安藤浩孝君） 質疑です。

上水道事業会計決算書のほうからちょっと見させていただきますが、書いていなかったつけ。

○議長（井野勝巳君） これ国保ですから。

○8番（安藤浩孝君） 国保の討論、質疑やるの。

○議長（井野勝巳君） 上水道と言われたでさ。

〔発言する者あり〕

○議長（井野勝巳君） 後で、上水ありますけど。関連しておるか。

暫時休憩します。

休憩 午前9時54分

再開 午前9時55分

○議長（井野勝巳君） では、再開をいたします。

討論ございますか。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 省略します。

これから認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第3号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第4号 平成28年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第6号 平成28年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第6号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第15 認定第5号

○議長（井野勝巳君） 日程第15、認定第5号 平成28年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

横山監査委員。

○代表監査委員（横山 治君） 平成28年度北方町上水道事業会計決算につきまして監査報告いたします。

地方公営企業法の規定によりまして審査しました決算書類につきましては、6月22日に杉本真由美議員と会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、決算書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で、経営成績と財政状況を適正に表示していると認めました。

以上、報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

安藤君。

○8番（安藤浩孝君） それでは、ちょっと一、二点お聞きしたいと思うんですが、北方町は40年を過ぎた老朽管というのが、大体延長で25キロほどあるということなんですね。100キロぐらいの総延長の中で、この40年過ぎた水道管が大体二十四、五%ほどあるということです。

それで毎年毎年、耐震化工事ということで平成27年が460メートルほど、平成28年が357メートルほど入れかえ等々新町、戸羽町で今行われてきておるわけでありますが、この耐震化の普及率、今、全国平均で36%というふうにお聞きしておりまして、国は2022年までに50%を今目標にしておるんですが、北方町の現在のこの耐震化の普及率はいかほどなのか、そして今後どのような形でこの耐震化率を進めていくのか、正直言って400メートル、350メートルですと、今言ったように25キロというともうちょっと天文学的な年がかかってしまうんじゃないかと思いますが、その辺の抜本的な考えも含めてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

それともう一点、本当に水道課の方、一生懸命努力されてやっておりますが、平成24年が66.4%の有収率、今度は61.7%ということで、ほとんど今60%かいわいというか、この前後しながらしておるんですね。これ、全国平均が八十三、四%、多分岐阜県下でも多分ワーストワン、ワーストツーになるという朝日新聞にも二、三年前にそんなようなニュースも出ていましたが、依然としてこれ上がっていかないんですね。このあたりも含めてちょっとお話をさせていただきたい、お願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 牛丸技術調整監。

○都市環境課技術調整監兼上下水道課長（牛丸 健君） まず、水道管の耐震化につきましては、現在老朽管、漏水等が発生した老朽管につきまして、耐震化へと更新のほうを進めさせていただいております。

今後の方針につきましては、抜本的に更新していくという計画はございませんけれども、漏水

箇所とかそういった調査結果から、ある程度の区間は判明しておりますので、順次、老朽管の更新コール耐震化ということで進めていきたいと考えております。

また、有収率でございますけれども、昨年度、大々的に管路の更新のほうを進めさせていただいてまして、今回の報告の中では61.7%ということではちょっとまだ伸び悩んでいる感じではございますけれども、昨年度の末に大々的な更新を完了しておりまして、この上半期の数値としましては68%ほどとかなり上がっておりますので、また次回の御報告の際には大きな数値といえますか、有収率のアップというのがお示しできるかと思っております。

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を省略します。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第16 請願第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第16、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についてを議題といたします。

付託しました案件について、総務教育常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

安藤巖君。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） 請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により報告します。

1. 付託年月日、平成29年9月19日。
2. 件名、所得税法第56条の廃止を求める請願について。
3. 審査の結果、平成29年9月19日に委員会を開催し、審査の結果、不採択すべきものと決定した。

以上のとおりでございます。

○議長（井野勝巳君） 御苦労さん。

以上で総務教育常任委員長の報告を終わります。

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についての委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） この所得税法第56条の廃止を求める請願について、ぜひ採択をいただきたいと思ひまして、意見を述べさせていただきます。

そもそも税法というのは、社会の経済的なあり方に対応してつくられています。例えば、封建時代には地租が租税の中心で、その時代にはまだ所得税は存在していません。その他の税で、江戸時代には運上金とか冥加金などの諸税がありましたが、それらは営業税や許認可に関する税で所得税ではありませんでした。

明治6年に地租改正が行われますが、貨幣による納税に変わっただけで、江戸時代と同じような土地に対する課税です。日本で所得税が最初に導入されたのは明治20年、ただしこの所得税も高額所得者のみに課せられた税で、納税者は14万人、約0.36%に過ぎません。いわゆる名誉税とも呼ばれていました。

所得税というのは、そもそも資本主義社会とともに始まった税制です。所得税が最初に始まったのは、資本主義誕生の国、イギリスで1789年です。当時の女性の役割は家事労働や働く場合でも補助的な労働を担っていました。そのため、所得税は家族単位課税を原則としています。現在の所得税法56条と同じ税制です。つまり、この所得税法56条の源流というのは1789年のイギリスの所得税法です。資本主義の国々の課税方法は長い間この家族単位の課税を行ってきました。

しかし、就労女性の増加、女性の高所得職業への進出により、イギリスで1971年に個人単位課税の選択が認められ、1990年には完全に個人単位課税となります。

アメリカは1913年に所得税が導入されたときから個人単位課税が行われていました。他の先進国においても、1970年代以降、家族単位課税方式から個人単位課税方式へと税制が改められています。現在、先進国では個人単位課税が当たり前で発展途上国でも企業で働く人が多数となった国は個人単位課税となっています。

しかし、全ての先進国が個人単位課税ではなく、例外もあります。例外の第一はフランスで、家族単位課税となっています。また、他の税法も夫婦の共有資産を認めるなど、これに合わせた法律となっています。

フランスの家族単位課税は、今回論じています所得税法56条のような課税方式ではありません。課税方法は、 n 分 n 乗方式といって、その家族でその家族の所得を割って、それに所得税を掛け、それを n 倍する、こういう計算方法をとっています。結婚しても不利になることはないように配慮されています。さらに、子供がいる場合は子供を0.5人と勘定して n 分 n 乗を行いますので、子供のある家庭にはさらに税金が安くなる、こういった仕組みになっています。

フランスは、先進国では唯一出生率を回復させ、現在2.03、そうした国の一つです。こういう税制もこういうふうな出生率回復の要因ではないかと思ひます。

もう一つの例外は、アメリカとドイツで、個人単位課税を原則とし、夫婦単位課税を選択する

こともできます。夫婦単位課税の計算方法は2分2乗方式です。2人の所得を合わせて、それを2で割ってそれに課税し、それを2倍する、こういった計算方法です。

ほかにも例外がルクセンブルクとポルトガル、これは選択制はなく、夫婦単位の2分2乗方式の課税です。他の国々で行われている夫婦単位や家族単位、いわゆる消費単位の課税は56条のように、給与所得を認めないような制度ではなく、個人単位課税では家族の間でも給料の支払いは当然とされており、夫婦単位では2分2乗、家族単位ではn分n乗方式がとられています。56条のように、かつて家族が協力し合って一つの職業に従事する、このことを想定した時代の税制はこれらの国にはもはや存在しません。

日本は、分類上大多数の先進国が採用する個人単位課税方式です。しかし、所得税法56条は個人単位課税の例外条項となっています。他の税法、相続税や贈与税、固定資産税などは全て個人単位の課税の原則に例外規定はありません。したがって、相続時や事業継承、結婚等の人生のイベントで大きな問題が生じます。

一つ例を挙げれば、個人事業主が従業員と結婚した場合は、それまで給料として支払っていたものが結婚後も働く実態は変わらないにもかかわらず、全て事業主の所得となってしまいます。累進課税により支払う税金は大幅に増加します。結婚によって、家計が一つになるのだからというのであれば、サラリーマン同士の結婚にもこの方法が適用されてしかるべきではありませんか。結婚相手によって、税の計算方法が異なるのは憲法の法の下での平等の原則に反します。

どの国でも徴税に当たっては公平性を確保することを最も重要視し、先ほど述べたような個人単位、夫婦単位、家族単位の課税方式を工夫し、公平性を図ろうとしています。こうした不公平を含む所得税法56条はなくすべきではないでしょうか。

他の国々が女性の社会進出に伴って税法を変え、個人単位課税の徹底や結婚中立性を確保するための2分2乗方式を採用し、改善を図ってきたにもかかわらず、我が国の所得税法だけが戦前の暮らしや生活の実態を反映した条項をいつまでも残しておく理由は見当たりません。所得を分割し、課税を逃れる行為はそもそも違法な行為です。個人事業主が、法人成りをした場合や青色申告を行った場合は認めて、白色は認めない理由にはなりません。ぜひ、賛同いただけますようお願いいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（井野勝巳君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（井野勝巳君） 討論を終わります。

これから採決をいたします。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔発言する者あり〕

○議長（井野勝巳君） 採択に賛成の人ですよ。だから、これもう一度差し戻しというような形の

中でのあれになりますので。よろしいか。

〔起立3名〕

○議長（井野勝巳君） 起立少数であります。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第17 発議第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第17、発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） それでは、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書について、朗読をいたします。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出する。

平成29年9月26日提出。提出者、北方町議会議員 安藤浩孝、賛成者、同三浦元嗣、賛成者、同杉本真由美、賛成者、同安藤哲雄、賛成者、同鈴木浩之。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）。

道路は、地域経済の成長や住民生活の向上を図るとともに、交流人口や物流を増大させ、地域の連携による都市の成長をもたらすストック効果が期待される重要な社会資本である。また、災害時には救援活動や、復旧復興など、町民の生命を守るライフラインとしても必要不可欠である中、既存道路施設の老朽化対策や通学路の交通安全対策等の課題にも直面しており、「安全・安心」で円滑な交通を確保する道路整備は急務であるため、整備事業に係る持続的かつ安定的な財源を確保することは極めて重要である。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という）の規定に基づく補助率等のかさ上げ措置が平成29年度末で期限切れとなり、平成30年度より地方負担が増加することになれば、道路整備のさらなる遅滞を招くことはもとより、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することは、地方の努力に水を差すものであり、大きな影響が生じることになる。

よって、本町議会は国に対し、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続することを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日。岐阜県北方町議会。提出先、内閣総理大臣 安倍晋三殿、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 野田聖子殿、国土交通大臣 石井啓一殿。以上です。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。

日程第18 発議第2号

○議長（井野勝巳君） 日程第18、発議第2号 北朝鮮の弾道ミサイル発射と核実験に抗議する意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

鈴木浩之君。

○7番（鈴木浩之君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、発議第2号につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

北朝鮮の弾道ミサイル発射と核実験に抗議する意見書についてであります。

地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により別紙意見書を提出する。

平成29年9月26日提出。提出者、北方町議会議員 鈴木浩之、賛成者、同村木俊文、賛成者、同杉本真由美であります。

北朝鮮の弾道ミサイル発射と核実験に抗議する意見書（案）。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会において、核実験やミサイルの発射等の挑発行為を行わないよう繰り返し要求してきたところである。

弾道ミサイルについては、ことしに入ってから既に10発以上が予告もなく日本海に向け発射され、さらに、中国・四国地方上空を通過させ、グアム島沖に中距離弾道ミサイルの発射や、近日には太平洋上において水爆の実験をほのめかすなど、軍事的挑発がエスカレートしている。

このような中、平成29年8月29日及び9月15日の早朝に、北朝鮮によって発射された弾道ミサイルが、北海道上空を通過し襟裳岬東方沖の太平洋上に落下した。こうした行為は、国民の生命や安全・安心を著しく脅かす、これまでにない重大かつ深刻な事態であり、航空機及び船舶の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。

さらに9月3日、北朝鮮は、6回目となる核実験を強行した。これは、明白な国連安全保障理事会の決議違反であるだけでなく、爆発規模が過去最大と推測されるなど、重大かつ差し迫った新たな段階の脅威である。

これら北朝鮮による一連の行為は、国際社会の平和と安全・安心を著しく損なうものであり、断じて容認することはできない。

よって、北方町議会は、北朝鮮に対し断固として抗議し、強く非難する。また、政府においては、以下の措置を講ぜられることを強く要求する。

記 1. 国際社会と協調の上、世界で唯一の被爆国である日本として、北朝鮮がこのような暴挙を繰り返すことのないよう、問題解決に向け、必要なあらゆる措置を講ずること。

2. 高度な警戒態勢を維持しながら、ミサイル発射時における情報の伝達、具体的な避難行動の周知など、国民の安全・安心を守るため、必要な、あらゆる実効性のある対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日。岐阜県北方町議会。提出先といたしまして、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 野田聖子殿、外務大臣 河野太郎殿、防衛大臣 小野寺五典殿、官房長官 菅義偉殿。

議員各位におかれましては、趣旨に御理解賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げ説明とさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） この北朝鮮の弾道ミサイル発射と核実験に抗議する意見書、全く私も同意見であります。ただこの意見書、本日初めて正式な文書として見せられたところでありまして、十分その内容について検討させていただく時間がありませんでしたので、この場をおかりして少し私が疑問に思うところだけを質問させていただきます。

この記のところで、1番目の項目、国際社会と協議の上、世界で唯一の被爆国である日本として北朝鮮がこのような暴挙を繰り返すことのないよう問題解決に向け、必要なあらゆる措置を講ずること、こういうふうに述べられておられます。

ただ、私の考え方としては、やはり必要なあらゆる措置の中に、軍事的なオペレーション、これが含まないということを思うわけです。つまり、問題解決に当たって平和的な解決、これを目指すことが第一ではないかと考えます。そのような意図がこの文書の中にあるのかどうかという点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 提案者、鈴木君。

○7番（鈴木浩之君） ありがとうございます。

今、御指摘がありましたとおり、協議いただくいとまがなかったということに対しては申しわけなく思っておりますが、記の1番につきまして、具体的に問題解決という部分についてのお考えでよろしいでしょうか。そういうことでしょうか。

○3番（三浦元嗣君） 問題解決の手段。

○7番（鈴木浩之君） ※
_____。

_____。

※ 後刻取り消し発言あり

[発言する者あり]

※
○議長（井野勝巳君）

____、____。
____、____、____。
____、____。
____、____、____。
____、____、____。
____、____。
____、____。
____、____。
____、____。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（井野勝巳君） じゃあ、再開いたします。

鈴木君。

○7番（鈴木浩之君） 大変申しわけございませんでした。

提案者として、今述べさせていただいた趣旨説明に沿ってお諮りをいただきたいと思いますので、先ほどの差しかえとは私言っていないと思います。追加してもということと言ったと思いますが、この部分については議長申しわけございませんが、削除をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） それで、この文書でありますけれども、1番であります、この問題解決に向け、必要なあらゆる措置を講ずることの頭に平和的な問題解決に向けという追加文言をして、提出するということで御理解いただけますか。

よろしいか。

[発言する者あり]

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時36分

○議長（井野勝巳君） じゃあ、再開いたします。

○7番（鈴木浩之君） 皆様を混乱させて大変申しわけございませんでした。

私、先ほどの答え方が不適切だったということで、いま一度三浦議員の御質問に対してお答えをさせていただきますと、この問題解決に向け、1の内容について全てこれに含まれているという考え方でございますので、御理解いただきますようによろしく願いいたします。

※ 後刻取り消し発言あり

○議長（井野勝巳君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 私が質問したのは、軍事的なオペレーションはないですよと、平和的に解決したい、そういう意図でこの文書はつくられておりますということを御説明いただければ納得したところなんですけれども、この文書の中で、最初に世界で唯一の被爆国である日本としてというこのような文言が入っておりますので、ある程度そういうような趣旨は感じ取れる部分があるんです。

ただ、最近の危険な兆候、アメリカのB-1B爆撃機を自衛隊機が編隊飛行をするとかですね、いつ日本が戦争に巻き込まれてしまうかというそういう危険がありますので、特にそういう点を慎重にその点を考えていただきたいということで述べたわけですので、大体今、鈴木さんのおっしゃられた趣旨はわかりますので。

確認のため、その点をお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） それではこれで質疑を終了いたします。

討論ございませんね。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を省略します。

これから発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時53分

○副議長（鈴木浩之君） 再開をいたします。

議長 井野勝巳君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の辞職の件

○副議長（鈴木浩之君） 追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

井野勝巳君の退場を求めます。

〔10番 井野勝巳君 退場〕

○副議長（鈴木浩之君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（福田宇多子君） 平成29年9月26日、北方町議会副議長 鈴木浩之様。北方町議会議長 井野勝巳。辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（鈴木浩之君） お諮りします。井野勝巳君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。よって、井野勝巳君の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔10番 井野勝巳君 入場・着席〕

○副議長（鈴木浩之君） 井野勝巳君に申し上げます。

1年6カ月にわたって議長の重責を全うしていただきましたが、ただいまあなたから出ております辞職願を許可することに決定されました。大変御苦労さまでした。

お礼の言葉をいただきたいと思いますので、演台にてお願いしたいと思います。一言御挨拶をお願いいたします。

○10番（井野勝巳君） ただいま、私の辞職の件につきましては、皆さんの了解をいただいたようであります。ありがとうございました。

それで、私も残る期間を、前議長の後を受けまして、1年ちょっと議長をさせていただきました。皆さんには大変に協力をしていただけたのかなと思っておりますが、また今後とも議会のますますの発展を祈念いたしまして、私のお礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

○副議長（鈴木浩之君） ありがとうございました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（鈴木浩之君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

○副議長（鈴木浩之君） 選挙は投票の声がありますので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（鈴木浩之君） ただいまの出席議員は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に村木俊文君及び松野由文君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（鈴木浩之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（鈴木浩之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（鈴木浩之君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（鈴木浩之君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（鈴木浩之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。村木俊文君及び松野由文君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（鈴木浩之君） 選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、安藤浩孝君7票、鈴木浩之君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、安藤浩孝君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（鈴木浩之君） ただいま議長に当選された安藤浩孝君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

新議長から挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○新議長（安藤浩孝君） ただいま議会後期の役員改選におきまして議長の御指名をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

私、北方町議会のほうに参画させていただきまして、この9月でちょうど丸10年たつわけですが、昔から言い古された言葉でございますが、10年一区切りというような中で一つの節

目の中で、議長を御指名いただきましたことにつきまして、大変光栄であると同時に、議長の重責を担うということにつきまして、大変、不安が今、入りまじって複雑な心境であることは間違いございません。

議会の議決権、それから執行部の執行権、これをお互いに尊重しながらこれからの北方町をよりよいまちづくりに一生懸命汗をかきたいというふうに思っております。

私、まだまだ年齢的にも、それから議会経験もそれほどあるわけではございませんので、どうぞ皆様のお力添えを、御指導・御鞭撻をいただきながら、この後半の2年一生懸命頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木浩之君） どうもありがとうございました。

それでは、新議長と交代をします。

安藤浩孝議長、議長席にお着き願います。

○議長（安藤浩孝君） それでは、休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時16分

○議長（安藤浩孝君） 再開します。

副議長 鈴木浩之君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程3として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 副議長の辞職の件

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第3、副議長の辞職の件を議題とします。

鈴木浩之君の退場を求めます。

〔7番 鈴木浩之君 退場〕

○議長（安藤浩孝君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（福田宇多子君） 平成29年9月26日、北方町議会議長 安藤浩孝様。北方町議会副議長 鈴木浩之。辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（安藤浩孝君） お諮りします。鈴木浩之君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。よって、鈴木浩之君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

〔7番 鈴木浩之君 入場・着席〕

○議長（安藤浩孝君） 鈴木浩之君に申し上げます。

2年にわたって副議長の重責を全うしていただきましたが、ただいまあなたから出ております辞職願を許可することに決定されました。大変御苦労さまでした。

○7番（鈴木浩之君） この2年間にわたり副議長の職を務めさせていただきましたが、ただいま提出いたしました辞職願について議員各位におかれましては御理解、御承認を賜り、まことにありがとうございました。この経験を生かし、今後におきましても円滑な議会運営が図れるよう、もとより微力ではありますが、議会人として努めてまいりたいと思いますので、皆様には変わらぬ御指導、御教授をいただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが副議長辞職に際しましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（安藤浩孝君） ただいまの出席議員は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に三浦元嗣君及び杉本真由美君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（安藤浩孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（安藤浩孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（安藤浩孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。三浦元嗣君及び杉本真由美君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（安藤浩孝君） 選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、安藤巖君7票、杉本真由美君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、安藤巖君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（安藤浩孝君） ただいま副議長に当選された安藤巖君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長から挨拶をいただきます。

○新副議長（安藤 巖君） ただいま副議長職に御選出いただきまして、ありがとうございます。

議長をバックアップし、円滑な議会運営に努力していきますので、よろしくお願いします。

○議長（安藤浩孝君） 休憩します。

休憩中に常任委員を決めていただきます。

休憩 午前11時28分

再開 午後0時59分

○議長（安藤浩孝君） 再開します。

追加日程第5 常任委員の選任

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

これは、委員の任期満了により行うものです。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務教育常任委員会委員には、井野勝巳君、安藤浩孝君、鈴木浩之君、安藤哲雄君、杉本真由美君の以上5人を、厚生都市常任委員には、安藤巖君、三浦元嗣君、松野由文君、村木俊文君の以上4人を

それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 1 時00分

再開 午後 1 時12分

○議長（安藤浩孝君） 再開します。

休憩中に、各常任委員会が開かれ、正・副委員長が決まりましたので御報告します。

総務教育常任委員会委員長に杉本真由美君、副委員長に安藤哲雄君が決まりました。厚生都市常任委員会委員長に松野由文君、副委員長に村木俊文君が決まりました。

追加日程第 6 議会運営委員の選任

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

これは、委員の任期満了により行うものです。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 5 条第 4 項の規定により、井野勝巳君、鈴木浩之君、杉本真由美君、松野由文君の 4 名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

休憩をいたします。

休憩 午後 1 時13分

再開 午後 2 時08分

○議長（安藤浩孝君） 再開します。

休憩中、議会運営委員会、行財政改革問題特別委員会、議会改革推進委員会、南東部開発事業特別委員会の正・副委員長を決めていただきましたので報告します。

議会運営委員会委員長に、井野勝巳君、副委員長に鈴木浩之君、行財政改革問題特別委員会委員長に鈴木浩之君、副委員長に三浦元嗣君、議会改革推進委員会委員長に松野由文君、副委員長に村木俊文君、南東部開発事業特別委員会委員長に安藤哲雄君、副委員長に三浦元嗣君、以上です。

もとす広域連合議会議員の安藤哲雄議員、松野由文議員及び村木俊文議員は、連合議員を辞職されましたので、現在、欠員になっております。もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、

追加日程第7として、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。よって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第7 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第7、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うこととしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に、安藤哲雄君、松野由文君、村木俊文君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました安藤哲雄君、松野由文君、村木俊文君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました安藤哲雄君、松野由文君、村木俊文君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

町長から、同意第4号、監査委員の選任同意について上程されました。これを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。同意第4号を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

追加日程第8 同意第4号

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第8、同意第4号 監査委員の選任についてを議題とします。

鈴木浩之君の退場を求めます。

〔7番 鈴木浩之君 退場〕

○議長（安藤浩孝君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、提案理由を説明したいと思います。

監査委員ですけれども、北方町監査委員に鈴木浩之氏を選任したいので御同意をお願いいたしたいと思います。

氏名、生年月日は、_____生まれの61歳の方であります。住所は岐阜県本巣郡北方町_____にお住まいであります。

皆さん方の御同意をよろしくお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） それでは、ただいまから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから、同意第4号を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

〔7番 鈴木浩之君 入場・着席〕

○議長（安藤浩孝君） 鈴木浩之君にお伝えします。ただいま監査委員に選任同意をされました。

お諮りします。議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第9として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

追加日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

委員長から会議規則第71条の規定により、本会議の会規日程など議会の運営に関する事項についての閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会だより編集委員は、慣例に従って副議長と各常任委員会の正・副委員長をお願いをしたいと思います。副議長の安藤巖君、総務教育常任委員会の委員長の杉本真由美君、副委員長の安藤哲雄君、厚生都市常任委員会の委員長の松野由文君、副委員長の村木俊文君にお願いします。

ここで、各種委員についても申し合わせにより2年間の任期が満了しました。休憩中の協議に

より、水道事業経営審議会委員に杉本真由美君、三浦元嗣君の2人を、公害対策審議会委員に安藤哲雄君、村木俊文君の2人を、社会教育委員に松野由文君を、農業振興地域整備促進協議会委員に安藤巖君、三浦元嗣君の2人を、計画審議会委員に鈴木浩之君、村木俊文君の2人を、行政改革懇談会委員に井野勝巳君、鈴木浩之君の2人を、図書館運営委員会委員に杉本真由美君を、給食調理場運営委員会委員に安藤浩孝君を、まちづくり活動事業審査委員会委員に杉本真由美君を、未来タウン北方ふれあいまつり実行委員会委員に安藤浩孝君、杉本真由美君、松野由文君の3人をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの委員に推薦することに決定しました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、平成29年第6回北方町の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今定例会は8日間の会議でありましたが、議員の皆さんには公私とも何かと御多用の中、全員の御出席をいただき、慎重な審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

今回提案させていただきました条例改正から補正予算、決算認定まで、いずれの議案も提案どおり御決定をいただいたところであります。それぞれの案件につきましては、誠実に、慎重にその執行に当たってまいりたいと思います。

一般質問におきましては、子育て支援や学校教育、施設管理、防災対策や都市景観等々多岐にわたって、建設的で、示唆に富んだ適切な御提案や御指摘をいただきました。今後の町政運営におきまして、いただきました御意見を十分に踏まえながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導、御協力をお願いいたします。

また、本日は議長、副議長、そして各委員会等の議会構成も決まり、新たに安藤浩孝議長を中心に本日から始動するわけであります。議員各位におかれましては、それぞれの委員会活動等を通じながら鋭意研さんの上、ますます充実した議会となりますよう御期待申し上げるところであります。

また、私ごとになりますが、体調不良にて大変御迷惑をおかけいたしました。議会進行に気遣いをいただきました井野前議長さんを初め一般質問などには格別な御配慮をいただきました議員の皆さんの優しい心遣いに改めて感謝を申し上げます。おかげさまで、最後まで職務を遂行することができました。ありがとうございました。今後も、健康に留意し、身を引き締めて町政発展のために努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、議員の皆様方には季節の変わり目であります。くれぐれも御健康に御留意をいただきまして、今後とも本町発展のためになお一層の御尽力をいただきますようお願いを申

し上げ、閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成29年第6回北方町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時22分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 9 月26日

議 長 井 野 勝 已

副 議 長 鈴 木 浩 之

新 議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 安 藤 巖

署 名 議 員 鈴 木 浩 之